

## 仮名文書の資料性 : 譲状の定型的表現から

辛島, 美絵  
九州産業大学国際文化学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4772295>

---

出版情報 : 語文研究. 130/131, pp.1-16, 2021-06-02. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 仮名文書の資料性

— 譲状の定型的表現から —

辛 島 美 絵

## 一 研究目的と方法

本稿は、日本語史資料としての鎌倉時代の仮名文書研究の一環である。仮名文書は過去の「話し言葉」の研究資料として期待できる貴重な資料であるが、資料性の説明が十分でないために日本語史資料として存分に活用しにくい状況にある。そこで、〈仮名文書の資料性——「話し言葉」研究資料として有効性——〉の解明を目的として、仮名文書の文章について考察を行う。

仮名文書の文章の特色を明確にするために、本稿では〈文書における仮名の多寡による表現差〉ならびに〈定型的文章における表現差〉に着目する。

古文書という資料の中に仮名文書という枠組みを設定するとき、その本質は仮名が使用されていることにある。そこで、仮名文書を〈仮名主体文書〉〈仮名半分文書〉〈漢字主体文書〉の三つに分類し、さらに漢字のみで書かれた〈漢字専用文書〉と対比する。対比は同じ伝達内容の文章を比較するのが望ましいため、古文書に使用される定型的表現に着目して検討する。

古文書の定型的表現には様々なものがあるが、ここでは鎌倉時代の譲状において譲与文言を記載する際の表現を取り上げる。譲状に着眼するのは、仮名文書が比較的多く残っており、作者の地域や身分に広がりをも有し、語彙・文法・音韻面にわたり口頭語的要素が指摘できることによる。

## 二 考察の対象

讓状は、讓与文言を記載することが要件である。その記載には、讓与対象物の由緒（自分が正当に所有したものである等）を記したあと、接続詞や接続助詞等を使用して、讓与文言に繋ぐという定型的な文章の型がある。

次の①は典型的な例だが、(A)の部分が讓与対象物の由緒を述べる文で、(B)が讓与文言の文であり、接続詞「而」が(A)と(B)を繋いでいる。

①讓渡 田地壹処事

合式段半者

在左京九条左京職内  
号石田

右、(A) 田地者、西念先祖相伝之間、管領無相違。【而】

(B) 橋次兵衛尉光貞上所讓与也。但於本証文者、依有類地、不及付渡也。全不可有他人妨。仍為後日、讓状如件。

安貞二年戊子十月十七日 西念(花押)

〔安貞二(二二八)年一〇月一七日 西念田地讓状 東寺

百合文書〕、『鎌倉遺文 古文書編』六卷三七八五号一〇

四頁「京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書WEB」(注5)

鎌倉時代の古文書の文例集である『雑筆要集』には讓状が

二通挙げられているが(次の②③)、そこにも同様の表現が見られることから、これが規範的な表現の型だったと推察される。

②讓與 私領田畠山林等事

合壹所者

在△國△郡△庄。但田代荒熟員數并阡陌四至等見于本券也。

(A) 右件所知者△譜代之私領也。【而】(B) 今依有父子之約束、相副本券、所讓與△人實也。依為後日沙汰、讓文之状如件。

年月日

姓——判

③讓與 處分田地資財房舍等事

合

田十町。在△庄内△圖△里坪字△田。

房舍一字四間。在佛具△物水瓶壘壺釜瓶等。

(A) 右件田地資財房舍等者、先師相承處分也。【而】(B) 依有殊奉仕之志、可讓與于同行僧△之實也。依為後日沙汰、讓與之状如件。

年月日

僧——判

〔統群書類従』第一輯下 公事部 卷三〇七、八二三頁

(A)の由緒記載部分は、①～③にあるような一つの文ではなく、独立した文を複数連ねて記述される場合もある。また、

(A)と(B)を接続する表現には「而」のほかに、「仍」や「然間」など種々の接続詞が用いられ、接続助詞を「ば」や、接続助詞的な「〜間」「〜によて」「〜上は」「〜について」、あるいは「今」「今においては」などの接続詞的な副詞や連語が用いられる場合もある。

本稿では、このような(A) 由緒記載部分+接続表現+(B) 譲与文言の文の表現の型を調査対象の定型的表現として取り上げる(以下、「当該定型」と称す)。調査には『鎌倉遺文 古文書編』[CD-ROM版 鎌倉遺文]を利用し、文書名が譲状とある古文書すべてを対象とした。<sup>(注7)</sup> 調査対象文書数の合計は一八〇六通である。

以下、「三」「四」において、文書の仮名の多寡ごとに〈当該定型を使用する文書の数〉〈当該定型を使用しない文書の表現〉〈当該定型を使用する文書の接続表現の種類〉について報告する。その結果を踏まえ、「五」では、当該定型のうち接続表現に「しかるを類」を使用するものを最も通用した型と認定し、この型の文章に見られる仮名文書と〈漢字専用文書〉の表現の差異について考察する。

### 三 当該定型を使用する文書と使用しない文書

調査対象文書のうち、当該定型を使用する文書は九七二通で、使用しない文書は八三四通であった。つまり、半数以上の譲状が譲与文言を記載する際に当該定型を用いていることが分かる。用例一覧は辛島美絵(二〇一九b)(二〇二〇a)(二〇二〇b)に掲載しているので参照されたい。<sup>(注8)</sup>

これを文書の仮名の多寡で整理すると〈表1〉のようになる。使用率をみると〈仮名主体文書〉では四〇%、〈仮名半分文書〉では五一%、〈漢字主体文書〉〈漢字専用文書〉では六〇%以上のごとく、漢字が多い文書で数値が上がる。とはいえ、〈仮名主体文書〉でも四〇%の文書がこの型の表現を使用していることから、当時の譲状一般に広く浸透していた表現型であることが確かめられる。

次に、当該定型を使用しない文書であるが、内容上の理由から用いない文書と、同じ内容を別の文章で表現する文書とに分けることができる。ただし、ほとんどは前者である。

次の④⑤は〈漢字専用文書〉で前者の例だが、④は、所有について複雑な経緯があるために、(A)の所有の正当性を記す由緒の部分と(B)の譲与文言の文とが離れ、両者の間の

<表1>

文書の分類	仮名主体 文書	仮名半分 文書	漢字主体 文書	漢字専用 文書	合計
当該定型を使用 する文書数	253	60	227	432	972
	40%	51%	66%	61%	54%
当該定型を使用 しない文書数	380	58	116	280	834
	60%	49%	34%	39%	46%
文書数の合計	633	118	343	712	1806
	100%	100%	100%	100%	100%

意味的關係が接続表現によって示されない事例である。「処」は、(A)と(X)を繋ぎ、「而」は(Y)と(B)を繋いでいる。⑤は譲渡対象物の由緒を記さなため(A)の部分が無いものである。譲状では由緒の明示は必須ではないので、この内容が不要であれば記されない。

④譲渡進 相伝私領田壹段事

在山城国紀郡内真播木里拾玖坪北繩本

右、(A)件田者、自富永手、直銭拾玖貫伍佰文、限永代令買取之畢。而令進于出羽入道殿処、此田依為最小事、被仰無用望之由間、為成蓮所領、令領知之処、(X)不慮外本証文引失畢。然則(Y)本証文案四通在之。委細状□見文案。而(B)相具手継証文案四通、

讓進于伊預阿闍梨御房畢。有限所当見本証文案、敢致子々孫々、不可有他之妨。仍□向後証驗、以契状所讓進如件。

仁治四年正月 日 沙弥成蓮(花押)

〔仁治四(一二四三)年正月 日 沙弥成蓮田地讓状 九条

家文書 八卷六一五三號四〇九頁 写真〕

⑤譲与 下野國中泉西荒居内富吉東西郷地頭職事

右、(B)讓渡家貞事実也。敢無他妨、任先例、可令領知之状如件。

嘉元二年六月八日 平家政(花押影)

〔嘉元二(一二三〇)年六月八日 平家政讓状案 出羽中条家文書 二八卷二一八五〇号三四七頁 「山形大学附属図書館 中条家文書目録データベース」

一方、次の⑥は(仮名主体文書)で後者、つまり同じ内容を当該定型とは別の文章で表現する例である。後者は少数だが、その中では⑥のように(A)と(B)を繋ぐ接続表現を使用せずに、それぞれを個別の文として連ねるものが多い。⑥では、相続で使用される「相伝」を使わず「ゆつられて」「もちて」を用いるなど、語彙でも通常の当該定型とは異なる点も指摘できる。

⑥ゆつりわたす六かくまちなみすみの地の事

合 おくち三ちやう八しやく  
おくち五ちやう四しやく

(A) 右の地ハ、めうほうよりゆつられて、としひさしくもちて候。(B) ほんけんあいそゑて、なかくひめこせんにゆつりわたすところなり。ゆめくゝたのさまたけあるへからず。よてゆつりふミ、くたんのことし。

けんちやう三ねん八月三日 めうあみ(花押)

〈建長三(一二五二)年八月三日 めうあみ家地讓状 山城

八坂神社文書 一〇卷七三三三三二四七頁 写真〉

#### 四 接続表現の種類

当該定型を使用する文書九七二通について、その接続表現を文書の仮名の多寡ごとに分類して示したのが〈表2〉である。「接続表現の語形」欄には、仮名表記・漢字表記から推定される語形を挙げたが、一つに特定するのが困難な漢字表記がある場合は、「しかるを・しかるに・しかれば・しかれども」欄のようにまとめて示した。「漢字表記例」欄には該当する漢字表記の用例を挙げた。

正確には原本の調査を待たねばならないが、〈表2〉からは、最上段の「しかるを・しかるに・しかれば・しかれども」の例(表記の内訳は〈表3〉参照。<sup>(注10)</sup>以下、「しかるを類」と称す。)が非常に多いことが分かる。「しかるを類」は、文書の

仮名の多寡に関わらず多用されており、全体の半数以上(五五三通、九七二通中の五七%)を占める。「しかるを類」を用いる讓状は全国の広い範囲に伝来しており、前掲②③の『雑筆要集』ではいずれも「而」が使用されていたことから、接続表現に「しかるを類」を使用する当該定型は、最も通用した型だと判断される。

一方、「しかるを類」以外では「よて」「しかるあいだ」が多数を占め、「くあいだ」「ここに」等が比較的多用されているが、あとはそれぞれに分散している。なかには仮名の多寡を問わず使用される接続表現もあるが、〈仮名主体文書〉にのみ使用されるものもある。接続助詞は〈仮名主体文書〉で使用される傾向がある。<sup>(注11)</sup>

<表2>

接続表現の語形	漢字表記例	仮名の多寡による文書の分類				文書数 合計
		仮名主 体文書	仮名半 分文書	漢字主 体文書	漢字専 用文書	
しかるを・しかるに・ しかれば・しかれども	而、然、而を、然を、然者、 而者、然而、而然	127	37	136	253	553
	(合計文書数に占める率)	(50%)	(62%)	(60%)	(60%)	
よて	仍、依、仍而	25	9	18	55	107
しかるあいだ	しかる間、而間、而之間、然 間	27	4	21	28	80
～あいだ	間	23	3	7	6	39
ここに	爰	3	2	5	27	37
～によて・～により	依	11	0	3	10	24
しかりといえども	雖而、雖然	1	2	9	6	18
～といえども	雖	3	1	4	4	12
ただし	但	4	0	5	1	10
～ところに	処二	5	0	1	0	6
～を		6	0	0	0	6
～うえは	上者、之上、之上者	1	0	2	2	5
～ば	者	3	1	0	1	5
いまにおいては	於今者、於于今者	1	0	0	4	5
これによて	依之	0	0	0	5	5
しかればすなわち	然則	1	0	2	1	4
～ども		2	0	0	0	2
かつは	且	0	0	1	1	2
したがいて	隨而	0	0	1	1	2
～が		1	0	0	0	1
～について		1	0	0	0	1
～ほどに		1	0	0	0	1
いま	今	0	0	0	1	1
いままた	今又	0	0	1	0	1
ここにより	因茲	0	0	0	1	1
しかるうえは	しかる上ハ	1	0	0	0	1
しかるところに	然所	0	0	0	1	1
しかるによりて		1	0	0	0	1
すなわち	乃	0	0	0	1	1
それを		1	0	0	0	1
ゆえに	故	0	0	1	0	1
複数の接続詞を使用		4	1	10	23	38
合計文書数		253	60	227	432	972

\* 「接続表現の語形」欄は現代仮名遣いで示した。「～」がないのは接続詞、あるいは接続助詞の用法。

\* 「漢字表記」欄は、漢字表記例がある場合に挙げた。空欄は仮名表記の用例しか存しないもの。

<表3>

語形	「しかるを類」の表記	仮名主体文書	仮名半分文書	漢字主体文書	漢字専用文書	合計文書数	
下記のいずれか	而	6	18	105	217	346	377 (68%)
	然	1	2	10	18	31	
しかるを	しかるを	78	11	1	0	90	95 (17%)
	しかあるを	1	0	0	0	1	
	然を	0	1	2	0	3	
	而を	0	0	1	0	1	
しかるに	しかるに	29	1	0	0	30	30 (5%)
しかれば	しかれば	10	1	0	0	11	37 (7%)
	しかあれば	1	0	0	0	1	
	然者	0	2	10	11	23	
	而者	0	0	0	2	2	
しかれども	しかれども	1	0	0	0	1	14 (3%)
	然而	0	1	6	5	12	
	而然	0	0	1	0	1	
合計文書数		127	37	136	253	553	(100%)

\* 「しかるを類」の表記欄の仮名は平仮名にし、「お」は「を」に統一した。

## 五 当該定型で「しかるを類」を使用する仮名文書

「三」「四」の調査結果をまとめると、

(1) 当該定型を使用する文書は全体で半数程度存する。文書の仮名の多寡でみると〈漢字専用文書〉や〈漢字主体文書〉では使用率が六割を越え、〈仮名主体文書〉でも四割に上る。

(2) 当該定型を使用しない文書は、内容上の理由から使用しない場合がほとんどであるが、少数ながら同様の内容を異なる文章で表現した例が見られる。

(3) 当該定型の接続表現は、仮名の多寡に関わらずいずれの文書類でも「しかるを類」が半数以上を占める。「しかるを類」以外では様々な接続表現が見られるが、仮名文書と〈漢字専用文書〉で共通するものと、〈仮名主体文書〉のみに見られるものがある。

のごとくである。(2)のうち、当該定型を異なる文章で表現した例や、(3)のうち、仮名が多い文書類に特色的な接続表現の例は、量的には少ないが日本語史資料としての仮名文書の価値を明確にする鍵となろう。しかし、これを検証し、仮名文書の特徴を当時の古文書ならびに他の日本語資料の中に

位置づけるためには、量的に多い部分、つまり仮名文書にも〈漢字専用文書〉にも共通する譲状の典型的な文章についての検討を踏まえる必要がある。

譲状の要件である譲与文言の記載に通用の文章の型があれば、書き手が従おうと指向するのは当然と思える。明確にしたいのは、仮名文書の書き手が型に従おうと指向して、実際に〈漢字専用文書〉と同様の文章表現を実現し得ているか、そこに仮名文書ならではの特色が看取されるのかどうかである。

そこで、「五」では、最も通用した接続表現「しかるを類」を用いる当該定型について、仮名文書と〈漢字専用文書〉の文章を比較し、その共通性と相違点について検討する。

### 五の一 〈漢字専用文書〉との共通性

「しかるを類」を用いる当該定型の文章表現について、仮名文書と〈漢字専用文書〉とを比較すると、両者の多くが語彙、語法、文の構成等において共通していることが分かる。〈漢字専用文書〉と共通する仮名文書は〈漢字主体文書〉に最も多いが、〈仮名主体文書〉〈仮名半分文書〉でも八割程度の文書は一見して〈漢字専用文書〉と同様の文章だと判断できる。

次の⑦～⑩は〈仮名主体文書〉の例、⑪は〈仮名半分文書〉

の例、⑫は〈漢字主体文書〉の例であり、⑬～⑮は〈漢字専用文書〉の例であるが、いずれも用字以外に大きな差異は見出しがたい。語彙、語法、文の構成は、当該定型の文章でよく用いられる典型的なものである。<sup>(注13)</sup>

⑦かのところは、重政かちうたいさうてんのしりやうなり。  
【しかるを】、まつゝるかはゝに、後家分としてゆつりわたすところ実なり。

〔弘安四（二二八二）年四月一五日 平重政所領譲状 肥前深江家文書 一九卷一四二九二号一八〇頁 写真〕

⑧右、件てんちハ、きよはらのうちの女さうてんのしりやう也。【しかるに】ほんけんをあいくして、しそくとくす丸に、ゑいたいをかきりて、ゆつりわたす所しち也。

〔建暦二（二二二二）年二月二日 清原氏女譲状 東寺百合文書カ 四卷一九一七号二〇頁 京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書WEB〕

⑨みさかのてんちハ、ちうたいさうてんのしりやうなり。【しかれハ】、とう二まろ二、ゑいたいをか□□て、ゆつりあたふるところ也。

〔正応六（二二九三）年七月二五日 沙弥某譲状 長門三浦家文書 二四卷一八二六六号一三三頁 写真〕

⑩右、田者、道清ちうたいさうてんの地なり。【しかれとも】、

弘包ニゆつりあたうるところなり。

〔元徳二（一三三〇）年二月一九日 道清田地讓狀 山城大

徳寺文書 三九卷三〇九一三三〇三四五頁〕

⑬右、巷所者、若松女相伝之私領也。【而】しさいあるによて、南無阿弥陀仏に、本券手継をあひそへて、永代をかきりて、ゆつりたてまつる所実也。

〔正中三（一三三六）年三月一六日 若松女巷所讓狀 東寺

百合文書エ 三八卷二九四三三四八五頁 「京都府立京都

学・歴史館 東寺百合文書 WEB〕

⑭□件島者、定西相伝所領也。【然者】、定西与源藤次持雖為おちをい、於于今者、依相馮持於嫡子、彼島相副次第之証文等、于永代所讓与也。

〔建保七（一二一九）年六月三日 沙弥定西讓狀案 肥前青

方文書 四卷二四九八号三二九頁 写真〕

⑮右、地者、沙弥蓮阿重代相伝私領地。【而】依有由緒、相副代々手継証文等十四通、所奉讓于源氏女法名実也。

〔正和四（一三一五）年三月六日 蓮阿讓狀 九条家文書

三三卷二五四四四号一三五頁 写真〕

⑯右、件庄者、承久勲功所也。【然者】依為嫡子、相副御下知状并両守殿御文、所讓渡時俊実正也。

〔宝治二（一二四八）年二月二日 深念（山内宗俊）讓

状 長門山内首藤文書 一〇卷七〇一九号四八頁 写真〕

⑰右、両保者、重代相伝領掌年尚。【然而】辻太郎家仲相具次第調度文書等、所讓与実也。

〔嘉禄二（一二二六）年五月八日 雲巖讓狀案 東寺百合文

書ア 五卷三四九一四号〇四頁 「京都府立京都学・歴史

館 東寺百合文書 WEB〕

## 五の二 〈漢字専用文書〉との差異——文の不整備——

一方、〈漢字専用文書〉とは異なる仮名文書も存する。その相違は、一つは文の構成、今一つは使用語彙において指摘することができる。使用語彙については当該定型以外の部分も含めて比較する必要がある。そこで別稿に譲り、ここでは讓与文言において最も通用した文章の型における両者の相違として、仮名文書における文章の不整備について報告する。

仮名文書の当該定型の文章には、語の誤用があつて文がうまく整合しない例や、誤用ではないが当該定型の通常の表現のように文章が整っていない例がある。それらは〈漢字専用文書〉では稀であり、仮名文書においては〈仮名主体文書〉を中心に用例が多く、仮名文書の資料性を考える上では注目すべき事項である。

たとえば、次の⑱⑲は接続表現「しかるを類」が機能して

ない例である。⑩では(A)の由緒部分と(B)の譲与文言の文の間に、譲渡理由を入れて文を切り、⑪は譲渡物の内容の説明を入れて文を切っている。ともに「しかるを」と(B)の譲与文言の間に別の事項の説明を挿入して分断し、接続詞「しかるを」が本来の機能を果たしてない。

⑫(A)くたんのたは、あまかさうてんのたなり。【しかるを】、しやうふつハうは、こしやうれんはうのため、あまかため、かた／＼ほうこうの人なり。なにとにても、近日あたり、たてまつりたけれどもかなはず。(B)したいせうもんともあひくして、なかくゆつり申すなり。

〔弘長元(一二六一)年八月二日 尼によしん田地讓狀 撰津勝尾寺文書 一二卷八七〇一號九三頁 『箕面市史 史料編一 勝尾寺文書』第三四圖一六六頁〕

⑬右、(A)このところハ、みやうれんせんそさうてんのところなり。【しかるを】、てんち・やしきの事、てんちハイけと七たん、やしきハたうしのことくふつかつくりのそのたるへく候。(B)みやうれんかこなく候ハん時ハ、そりやうにつけられ候へく候。こ候ハん時ハ、こにたふへく候。

〔元徳三(一三三二)年六月一六日 深堀明蓮(時綱)讓狀 案 肥前深堀家文書 四〇卷三一四四五号二四九頁 写真〕

次の⑭は、(B)の文を型どおりに結ばず、別の定型表現に続けて一文のまとまりを失っている例である。通常であれば譲与文言の「ゆつる」で文を切るべきところを、「…うへハ」を用いて「しんしさかい(四至堺)ハ、ほんせうもん(本証文)にミ□(見)」という別の定型表現<sup>(注15)</sup>を脈絡無く続けている。

⑭右、件のでんち・やしき・山や・かかいわ、ゆきよせんそさうてんのそりやう也。【しかるを】、(B)ちやくしたるあいた、くわんとう御くたしふミ、たい／＼のほんせうもんともに、くにうさのもくろく・てつきともにあいそへてゆつるうへハ、しんしさかいハ、ほんせうもんにミ□たり。

〔元亨三(一三三三)年九月二七日 藤原幸世讓狀 肥前大川文書 三七卷二八五三六号六七頁〕

次の⑮も譲与文言で結ばず、別の内容が続ける例である。「なかくゆつりあたふ」で文を終止せず「うゑ」を用いて、「ひとりこたる」「ゆめ／＼たのさまたけあるへからず」という別の内容が続けたために「譲り与える」(一人子である)「妨害を禁止する」という事柄の意味関係が不明瞭になっている。〈漢字専用文書〉の当該定型では「一人子である」由は、⑯のように譲与の理由として記載され、〈妨害を禁止する由〉は⑰の二重線のように当該定型のあとに、別の文で書き足すのが

通例である。

⑭みき、くたんの田ハ、ひめやさかは、こせんのめうあみたふよりゆつりたひて、くわんれいひさしく、わつらゐなきものなり。百しやうも、ミなくしるところなり。【しかるを】、(B) とらふくニ、なかくゆつりあたふるうゑ、ひとりこたるうゑハ、ゆめくたのさまたけあるへからず。

〔仁治三(一二四二)年五月八日 藤原ひめやさ女讓状案  
白河本東寺文書一七四 八卷六〇二四号三四九頁 「京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書 WEB」<sup>(注)</sup>〕

⑯右、件屋敷地少路田者、慶勝先祖相伝私領也。【而】(B) 依為一子、相副本券文等、所令讓与于延命丸也。

〔元亨三(一二三三)年正月二〇日 慶勝屋等讓状 百卷本  
東大寺文書七七号 三六卷二八三一〇号三二八頁 写真〕

⑰右、件田者、先師定詮院之所領、敢無異義。【而】(B) 教深院者、依為彼弟子讓与処也。任先師自筆支配之状録処也。永為教深院之所領、更不可有他妨。

〔建久九(一一九八)年二月三日 僧証鏤田地讓状 百卷  
本東大寺文書一七号 二卷一〇一六号三二八頁 写真〕

次に、誤用ではないが、文がうまく整ってない例としては、次の⑳㉑や㉒がある。㉑㉒は(B)の文中に讓与に至る理由を述べる節を複数挿入し、「により」てを繰り返す例であ

る。〔漢字専用文書〕では、(B)に連用節を多用する例は少なく、複数用いる場合でも同じ語の反復は避けて、次の㉑のように「上」や「間」や「依」等、語を変えて記される。㉒も同語の繰り返し例で、讓与文言の動詞「讓る」が重ねて使用されている。(B)の文は型どおりなら「身□□をとわ丸ニ、本諸もんをあいそへて、ゆつりわす処実也。」とあるべきで、二重線の「ゆつり」は不要である。

㉑みきくたんのてハ、いへさねかせせさうてんのし□う也。

【しかるを】、(B) いへさね、しんしもたぬによりて、にふのわう、たふくたしやうといへとん、ゐさくもんよりけなうして、ちやくしにたつるによりて、とこうのしやうのちとうのせうく、ならひに、いはまろかみやうてん、ゆつわたす事しちなり。

〔正治元(一一九〇)年二月六日 大神家実讓状案 豊後  
都甲家文書 二卷一〇九〇号三六七頁 写真〕

㉒右、件そりやうハ、めうあみた仏か、ちうたいさうてんのそりやう也。【しかるに】、(B) 尼しつしなきに、くさの、こけ尼こせんとをよこのちきりをなすに、としころやういくのこ、ろさしあさからさるうへ、かつハこしやうほたいをとふらハれたてまつらんかために、ゆつりあたうるところ、しち也。

〔建治二（一二七六）年正月二日 尼めうあみた仏ゆつり  
状 筑前宗像神社文書 一六卷一二二〇二号一九八頁

『宗像大社文書 第一卷 影印本』六六号七九頁〕

②4右、所職者、自良喜律師至猷全六代相伝取無相違。【而】

〔B〕今為病体上、有待身難期且暮間、為先師遺跡、依有同  
朋之好、兼所申置智円法印也。

〔正慶二（一三三三）年閏二月一日 猷全讓状 相模相承

院文書 四一卷三二〇一六号二〇〇頁〕

②5是ハ、沙弥淨蓮か千尊相てんのしりやう也。【しかるに】、

〔B〕身□□をとわ丸二ゆつり、本諸もんをあいそへて、ゆ  
つりわす処実也。

〔永仁五（一二九七）年六月二五日 淨蓮田地讓状案 東寺

百合文書シ 二五卷一九四〇六号三九三頁 「京都府立京

都学・歴史館 東寺百合文書 WEB」<sup>〔注18〕</sup>〕

これらは、当該定型に従おうと指向しつつも、そうならな  
かった事例と捉えられる。その背景には、書き手の文書作成  
の不慣れや、用語の理解不足があると思うが、注意すべきは  
定型をどのように外れたかである。上記の例はいずれも、文  
の途中や末尾における不意な事柄の付加によって通用の文  
章の型を外れている。①⑥①⑦では、「しかるを」と譲与文言の間  
に別の事項の説明を挿入したために「しかるを」が本来の機

能を果たさなくなり、①⑧①⑨では、譲与文言で結ばず、別の内  
容を付加したために事柄の意味関係が不明瞭になり、②②②③で  
は、連用節を同じ「によ（り）て」で繰り返して付加し、②⑤  
では「ゆつりわす処実也」で結ぶ文に動詞「讓る」を二重に  
付加したために〔漢字専用文書〕のように論理関係がすつき  
りとした型どおりの譲与の表現となっていない。いずれの例  
も、付加されるのは譲与の理由や範囲、妨害の禁止等、書き  
手が譲与に関して伝えたい重要な情報であり、それが通用の  
型の中に、不意に書き込まれたものと見られる。

### 五の三 「しかるを類」を使う当該定型から見た仮名文書の特徴

譲与文言の記載は讓状の必須の要件であるため、この部分  
は特に通用の定型的な表現の型に従う傾向が強かったと推測  
されるが、「しかるを類」を使う当該定型の調査では、はたし  
て多くの仮名文書において〔漢字専用文書〕と同様の型どお  
りの表現が実現されていた。このことから、仮名文書におい  
ても古文書としての文章の型に従おうとする書き手の指向が  
あり、それを実現している部分があることが確かめられる<sup>〔注19〕</sup>。

しかし、一方で、それを実現し得ない仮名文書が〔仮名  
主体文書〕を中心に看取され、その相違として、文章の不整  
備——具体的には、文を述語に向けてすつきりと集約せず、

繰り返しや、挿入や追加を用意なく行う傾向——があることを述べた。これは口頭言語によく見られる性質である。

以前より指摘(註2)されているように、仮名文書は仮名であれば読める(書ける)人々に利用されている。とくに讓状は日常的には文章を書かない人でも自筆で書き残すことが多い。上記の用例の書き手は在地の領主や女性たちであり、当該定型の用語への十分な理解がなかった可能性は高い。そこに、当該定型に拠ろうとしつつも、文章の不整備が起り、上記のような口頭語的な表現法が現れたのではないかと推測する。定型に拠る傾向が強い讓与文言の部分であるだけに、意図的に型と異なる表現を用いたのではなく、日常に書き手が使用している表現法が無意識に混入したものと考える。

辛島美絵(二〇一九a)では、仮名文書の讓状には、動詞述語を用いて、書き手を主語(行為者)として、書き手の立場から、具体的、個別的な動作として述べる傾向があることを指摘し、そこに日常生活の会話での表現との共通性を指摘(註3)した。本稿でとりあげた当該定型に表れた文章の不整備も、同様に日常の口頭語での表現法が、通用の型に入り込んだ事例だと見ることができる。

## 六 まとめと課題

讓状の讓与文言記載の際の定型的文章のうち、広く通用した「しかるを類」を使う型を対象として仮名文書の表現の特色を検討した。当該部分は讓状の重要な部分であるだけに、仮名文書においても〈漢字専用文書〉と同様の型どりの文章で記載される傾向が強いこと、ただし、一部の仮名文書、とくに〈仮名主体文書〉を中心に、通用の型には無い表現法が看取されること、それが口頭語での表現と共通していること等を指摘した。続稿では、「しかるを類」以外の当該定型の表現や、当該定型以外の表現をする仮名文書についても検討を行うべく予定である。

今回は、同じ文章で書かれるべき部分に着目して比較・検討を行ったが、そこで明らかになった仮名文書の傾向を念頭に、文書の全文についても検討していく必要がある。讓状の全文をみると、書き手の属する社会や讓与対象物によっても文章に差が見られる場合がある。個人の土地や家地の讓状は文章が短く語彙量も少ないのに比べ、寺院関係の職等の讓状は由緒を長く記し、語彙も前者と異なる。撰閲家や皇室関係の女性の讓状は、〈仮名主体文書〉のなかでも、いわゆる和文

の消息に近いものがある。よって、仮名の多寡による比較に加え、書き手や用途等による比較も重ね、鎌倉時代以前の諸ジャンルの文献資料とも比較を行いつつ、仮名文書の資料性を検証してゆくことが課題となる。

注1 本稿でいう仮名文書とは、仮名が使用されている古文書のことである。仮名文書の定義については『日本語学研究事典』の「仮名文書」の項を参照。仮名文書を日本語史料として研究することの意義、鎌倉時代の仮名文書に着目する理由等については辛島美絵（二〇〇三）（二〇一〇）他参照。なお、本稿は辛島美絵（二〇一九a）他における仮名文書の文体研究に続くものである。

注2 この分類は、正確な文字数や語の数によつたものではなく、一見して仮名主体に見える文書を〈仮名主体文書〉、漢字主体に見える文書を〈漢字主体文書〉、仮名と漢字のどちらが多いか一見して判別できない文書を〈仮名半分文書〉とするおおまかものである。分類の具体例については辛島美絵（二〇一一）参照。

注3 譲状は「所領・資材などの財産等を譲渡するときに、譲渡者が作成して被譲渡者に与える文書」であり、記載内容には譲与対象物、譲与文言、日付、差出書の四点を備えていなければならぬ。譲与文言は「特定の財産等を譲与する意思を相手方において表示する文言」である（以上、佐藤進一（一九九七）二四六頁、二五三頁参照）。譲与文言と譲状の関係については小瀬

玄士（二〇一一）他参照。

注4 辛島美絵（二〇〇三）参照。

注5 本稿の用例は②③以外は『CDROM版 鎌倉遺文』によるが、適宜句読点等を付し、原本の写真と表記が異なる場合は写真によって改めた。へ内には、『鎌倉遺文 古文書編』所載の年月日、文書名、伝来の文書群名、巻号頁を挙げ、末尾に写真が参照できる文献やeGサイト<sup>1</sup>を挙げ、筆者が収集した原本の写真に拠って表記を確認した場合には「写真」と記した。末尾にこの記載が無いのは表記未確認の例である。

注6 古文書学では「譲渡何某」のように「譲」や「処分」を使用した文言を譲与文言といい、「某可三相伝領掌也」「某可知行一也」などは譲与文言には含めない（佐藤進一（一九九七）二五三頁）が、本稿では同じ文章の型で使用される「譲る」の類義語も含めて調査対象とした。ただし類義語の例は少数（全体の二%程度）である。

注7 『鎌倉遺文 古文書編』には、写本も含まれること、文書名に異説がある場合もあること、原本の表記を確認する必要があること等は踏まえておかねばならないが、まずは、できるだけ多くの表現を調査することを目指した。ただし、該当部分に欠損のある文書や重複採録されている文書は除外した。

元亨三年以降の用例一覧は別稿にて公開予定である。

注9 〈表2〉の下部の「複数の接続詞を使用」欄は、通常一つの文で記される（B）の譲与文言の文が、「而」「仍」他の複数の接続詞によって複数の文に分割して記された例をまとめて計上したものである。

注10 〈表3〉で特に用例数が多い表記は、漢字は「而」、仮名は「しかるを」「しかるに」である。「而」は〈漢字専用文書〉〈漢字

主体文書)で多用され、「しかるを」「しかるに」は(仮名主体文書)に多い(網掛けの欄参照)。

注11 辛島美絵(二〇一九b)(二〇二〇a)(二〇二〇b)に掲載した各用例の伝来の文書群名参照。

注12 大川孔明(二〇二〇)は和漢の対立と文連接法が文体的に関係しており、典型的和文の文体的特徴が接続助詞に現れると指摘している。多数の資料から文体類型を捉えた右の指摘を踏まえ、(仮名主体文書)が当該定型で接続助詞を使用することの意味を検討していく必要がある。

注13 用例⑦以降は讓状中の関係部分のみ掲載する。

注14 原本の表記は未確認であるが、東京大学史料編纂所蔵の影写本は「東京大学史料編纂所データベース 日本古文書ユニオンカタログ」から閲覧可能。

注15 土地の範囲を示す際に、讓状や売券ほか種々の古文書で用いられる定型的表現である。讓状では冒頭の事書に続く所在地明示の部分でよく使用されるが、本文中で使用される場合でも通常は「永代至直満之子々孫々讓与畢。坪付四至境界者、本讓見。」(元徳三(一三三二)年三月五日 熊谷直勝讓状 熊谷家文書 四〇卷三三三七六号二〇四頁 写真)のように当該定型とは別の文で使用される。

注16 原本の表記は未確認。最初の文に「ゆきよそせんそさうてんのそりやう也。」とある「そ」は「九州史料叢書二八 小鹿嶋文書・大川文書・斑嶋文書」では「か」と翻刻されている。

注17 本文書のものである東寺百合文書子の「ふちわらのひめやさ女田地讓状案」について「京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書WEB」の写真を確認した。白河本と東寺百合文書の対照については早大院中世史ゼミ(一九九八)参照。

注18 ⑤と同じ内容の讓状案が「東寺百合文書」へ函に二通残っており、一通は「身おてをとわ丸二ゆつりわすニ処実也。」(「京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書WEB」へ函二一五)とあって「ゆつり」の重複はないが、もう一通は「身地ををとわ丸二ゆつり、本諸もんをあいそへて、ゆつりわす処実也。」(同右、へ函一三一)のように「ゆつり」が繰り返されている。

波線の「おて」「地を」の部分は各文書で表記が異なる。注19 田中草大(二〇一九)では変体漢文の形成を論じる際、仮名書きの文書と、それを変体漢文に書き換えた文書とで比較を行っているが、そのなかで裁許状で引用されるような文書(讓状・置文など)は「本来は変体漢文という在り方を標準とする文章だと認識されていたため、仮名であっても変体漢文のような言葉で書くことが行われたのではないか。」(三二六頁)と述べており、首肯される。

注20 網野善彦(一九九〇)「第五章 日本の文字社会の特質」他参照。

注21 仮名文書の表現の個別性や具体性は、辛島美絵(二〇一四)で「べからず」の用法を検討した際にも見られた特色である。

#### 【参考文献】

- (研究書・論文)  
網野善彦(一九九〇)『日本論の視座——列島の社会と国家』小学館  
大川孔明(二〇二〇)「文連接法から見た平安鎌倉時代の文学作品の文体類型」『日本語の研究』一六巻二号  
小瀬玄士(二〇二二)「鎌倉幕府の財産相続法」『史学雑誌』一二二巻七号

辛島美絵 (二〇〇三) 『仮名文書の国語学的研究』 清文堂出版

辛島美絵 (二〇一〇) 『古代の〈けしき〉の研究——古文書の資料性と語の用法——』 清文堂出版

辛島美絵 (二〇一一) 『仮名文書の資料性——奉書をめぐって(序)——』 『興風』 一三三号 (興風談所設立三〇周年記念特集号)

辛島美絵 (二〇一四) 『日本語史資料としての仮名文書——仮名文書と『徒然草』』 『九州産業大学国際文化学部紀要』 五七号

辛島美絵 (二〇一九 a) 『仮名文書の文体——譲状の場合——』 『全国大学国語国文学会『文学・語学』 二二六号

辛島美絵 (二〇一九 b) 『仮名文書の文体——譲与文言における接続形式の分類——』 『九州産業大学国際文化学部紀要』 七三・七四合併号

辛島美絵 (二〇二〇 a) 『仮名文書の文体——譲与文言における接続形式の分類(2)——』 『九州産業大学国際文化学部紀要』 七五号

辛島美絵 (二〇二〇 b) 『仮名文書の文体——譲与文言における接続形式の分類(3)——』 『九州産業大学国際文化学部紀要』 七六号

佐藤進一 (一九九七) 『新版 古文書学入門』 法政大学出版局  
早大院中世史ゼミ (一九九八) 『鎌倉遺文』 所収「東寺文書白河本」と「東寺百合文書」対照編年目録『鎌倉遺文研究』 創刊号

田中草大 (二〇一九) 『平安時代における変体漢文の研究』 勉誠出版

(事典・資料集・データベース)

『鎌倉遺文 古文書編』 竹内理三編 東京堂出版 一〜四二巻 一九七一〜一九九一年 補遺一〜四巻 一九九四〜一九九五年

『CD-ROM版 鎌倉遺文』 竹内理三・東京大学史料編纂所編 東京堂出版 二〇〇八年

『九州史料叢書二八 小鹿嶋文書・大川文書・斑嶋文書』 九州史料刊

行会 一九六〇年

『京都府立京都学・歴史館 東寺百合文書 WEB』 <http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/>

『続群書類従』 第一輯下 公事部・装束部 塙保己一編 補・太田藤四郎 訂正三版 続群書類従完成会 一九八八年

『東京大学史料編纂所データベース 日本古文書ユニオンカタログ』 <https://www.wap.hiu.tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>

『日本語学研究事典』 飛田良文他編 明治書院 二〇〇七年  
『箕面市史 史料編一 勝尾寺文書』 箕面市史編集委員会編 箕面市 一九六八年

『宗像大社文書 第一巻 影印本』 宗像大社文書編纂刊行委員会編 宗像大社復興期成会 吉川弘文館 一九九三年

『山形大学附属図書館 中条家文書目録データベース』 <https://www.lib.yamagata-u.ac.jp/database/nakajo/nakajo.php>

【付記】 本研究は JSPS 科研費 JP17K02797 の助成を受けたものです。古文書原本の写真の閲覧・収集に、高配を賜った所蔵者・機関に厚くお礼申し上げます。

(からしま みえ・九州産業大学国際文化学部教授)